

事務事業目次

【議会事務局】

(18年度所管)

(部) (課) (事業)

No	部	課	事務事業名	事務事業No
1	議会事務局		議員報酬	15 - 01 - 01
2	議会事務局		共済費 (議員)	15 - 01 - 02
3	議会事務局		本会議・委員会費	15 - 01 - 03
4	議会事務局		議長交際費	15 - 01 - 04
5	議会事務局		区議会だより発行	15 - 01 - 05
6	議会事務局		その他運営費 (議会)	15 - 01 - 06
7	議会事務局		図書館運営費 (議会)	15 - 01 - 07
8	議会事務局		CATV放送 (議会)	15 - 01 - 08
9				- -
10				- -
11				- -
12				- -
13				- -
14				- -
15				- -
16				- -
17				- -
18				- -
19				- -
20				- -
21				- -
22				- -
23				- -
24				- -
25				- -
26				- -
27				- -
28				- -
29				- -
30				- -
31				- -
32				- -
33				- -
34				- -
35				- -
36				- -
37				- -
38				- -
39				- -
40				- -
41				- -
42				- -
43				- -
44				- -
45				- -
46				- -
47				- -
48				- -
49				- -
50				- -

事務事業分析シート

No1

事務事業名	議員報酬	部課名	議会事務局	課長名	新井基司																																																																																																			
		担当者名	幸野	内線	3611																																																																																																			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	議員報酬（12-01-01）																																																																																																							
事務事業の種類	○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業																																																																																																							
開始年度	●昭和 ○平成 31 年度 根拠 地方自治法第203条、荒川区議会議員の報酬、																																																																																																							
終期設定	○有 ●無 年度 法令等 費用弁償及び期末手当に関する条例																																																																																																							
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準 計画区分 計画 非計画																																																																																																							
行政評価事業体系	分野 区政運営 政策 区民とともに築く開かれたまちづくり 施策 議会運営																																																																																																							
目的	地方議会議員については、地方自治法第203条の規定により、普通地方公共団体が報酬を支給し、条例で定めなければならないとなっている。これをうけて、荒川区議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づき、報酬を支給している。報酬とは、常勤職員に対する給料と異なり、いわゆる生活給たる意味は全く有せず、純粋に勤務に対する反対給付としての性格を有し、原則は、勤務日数に応じて、支給しなければならないが、非常勤職員の中にも勤務の実態が、常勤職員と同様なものがあり、地方自治法第203条2項但し書の規定により、条例で、日額、月額、年額のいずれかを定めることになっている。区の条例上、議員報酬は、月額で支給することとなっている。一方、国会議員については、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律並びに支給規程に基づき、歳費（報酬）を支給している。																																																																																																							
対象者等	区議会議員32人 議員定数の推移(条例定数)。なお、平成15年1月1日から地方自治法の改正により、法定定数の上限は、40名から34名となった。 38名 昭和62年5月1日～ 34名 平成7年5月1日～ 32名 平成15年5月1日～																																																																																																							
内容	議員報酬の内訳（額は平成8年6月1日改定）しかし、平成11年荒川区議会第4回定例会議員提出議案第28号東京都荒川区議会議員の報酬等の特例に関する条例（平成11年12月8日可決）により、平成12年1月1日から平成15年4月30日までは、（ ）内の金額である。なお、平成15年荒川区議会第4回定例会議案第60号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年12月5日可決）により、平成16年3月から3月の期末手当が0.5月から0.25月に変更になった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>毎月の報酬</th> <th>期末手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長 915,000円 (905,000円)</td> <td>6月支給分 1.65月 (1.7月)</td> </tr> <tr> <td>副議長 783,000円 (775,000円)</td> <td>12月支給分 1.65月 (1.95月)</td> </tr> <tr> <td>委員長 650,000円 (643,000円)</td> <td>3月支給分 0.25月 (0.45月)</td> </tr> <tr> <td>副委員長 623,000円 (616,000円)</td> <td>計 3.55月 (4.1月)</td> </tr> <tr> <td>議員 601,000円 (595,000円)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 平成11年決算委員会において、関議員が職務役付手当の不合理性を指摘した。それに対し、理事者(議会事務局長)は、以下のように答弁した。①区民の代表である報酬審議会が審議され、条例を提案し、議会で審議をし、可否を決する。②各区の状況というものを当然配慮した形となっている。③役職に応じた格差は、職務内容に応じた適正なものとなっている。 平成16年第4回定例会において、職員の給与に関する条例が改正され、期末手当（6月分）が、「165/100」→「160/100」に改正され、平成18年の議員に係る期末手当（6月分）から減額となった。					毎月の報酬	期末手当	議長 915,000円 (905,000円)	6月支給分 1.65月 (1.7月)	副議長 783,000円 (775,000円)	12月支給分 1.65月 (1.95月)	委員長 650,000円 (643,000円)	3月支給分 0.25月 (0.45月)	副委員長 623,000円 (616,000円)	計 3.55月 (4.1月)	議員 601,000円 (595,000円)																																																																																								
毎月の報酬	期末手当																																																																																																							
議長 915,000円 (905,000円)	6月支給分 1.65月 (1.7月)																																																																																																							
副議長 783,000円 (775,000円)	12月支給分 1.65月 (1.95月)																																																																																																							
委員長 650,000円 (643,000円)	3月支給分 0.25月 (0.45月)																																																																																																							
副委員長 623,000円 (616,000円)	計 3.55月 (4.1月)																																																																																																							
議員 601,000円 (595,000円)																																																																																																								
経過	【報酬】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>昭和59年4月から</th> <th>議長</th> <th>693,700円</th> <th>副議長</th> <th>委員</th> <th>476,900円</th> <th>副委員長</th> <th>455,200円</th> <th>議員</th> <th>433,600円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和61年6月から</td> <td>議長</td> <td>729,000円</td> <td>副議長</td> <td>619,000円</td> <td>委員</td> <td>510,000円</td> <td>副委員長</td> <td>492,000円</td> <td>議員</td> <td>474,000円</td> </tr> <tr> <td>昭和63年10月から</td> <td>議長</td> <td>770,000円</td> <td>副議長</td> <td>657,000円</td> <td>委員</td> <td>540,000円</td> <td>副委員長</td> <td>518,000円</td> <td>議員</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>平成2年6月から</td> <td>議長</td> <td>800,000円</td> <td>副議長</td> <td>685,000円</td> <td>委員</td> <td>565,000円</td> <td>副委員長</td> <td>542,000円</td> <td>議員</td> <td>523,000円</td> </tr> <tr> <td>平成4年4月から</td> <td>議長</td> <td>869,000円</td> <td>副議長</td> <td>744,000円</td> <td>委員</td> <td>617,000円</td> <td>副委員長</td> <td>592,000円</td> <td>議員</td> <td>571,000円</td> </tr> <tr> <td>平成8年6月から</td> <td>議長</td> <td>915,000円</td> <td>副議長</td> <td>783,000円</td> <td>委員</td> <td>650,000円</td> <td>副委員長</td> <td>623,000円</td> <td>議員</td> <td>601,000円</td> </tr> <tr> <td>平成12年1月から</td> <td>議長</td> <td>905,000円</td> <td>副議長</td> <td>775,000円</td> <td>委員</td> <td>643,000円</td> <td>副委員長</td> <td>616,000円</td> <td>議員</td> <td>595,000円</td> </tr> <tr> <td>平成15年5月から</td> <td>議長</td> <td>915,000円</td> <td>副議長</td> <td>783,000円</td> <td>委員</td> <td>650,000円</td> <td>副委員長</td> <td>623,000円</td> <td>議員</td> <td>601,000円</td> </tr> </tbody> </table> 【費用弁償】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>昭和61年3月以前</th> <th>日額3,000円</th> <th>平成4年7月から</th> <th>日額5,000円</th> <th>平成15年5月から</th> <th>日額5,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和61年4月から</td> <td>日額4,000円</td> <td>平成12年1月から</td> <td>日額3,000円</td> <td>平成15年7月から</td> <td>日額3,000円</td> </tr> </tbody> </table>					昭和59年4月から	議長	693,700円	副議長	委員	476,900円	副委員長	455,200円	議員	433,600円	昭和61年6月から	議長	729,000円	副議長	619,000円	委員	510,000円	副委員長	492,000円	議員	474,000円	昭和63年10月から	議長	770,000円	副議長	657,000円	委員	540,000円	副委員長	518,000円	議員	500,000円	平成2年6月から	議長	800,000円	副議長	685,000円	委員	565,000円	副委員長	542,000円	議員	523,000円	平成4年4月から	議長	869,000円	副議長	744,000円	委員	617,000円	副委員長	592,000円	議員	571,000円	平成8年6月から	議長	915,000円	副議長	783,000円	委員	650,000円	副委員長	623,000円	議員	601,000円	平成12年1月から	議長	905,000円	副議長	775,000円	委員	643,000円	副委員長	616,000円	議員	595,000円	平成15年5月から	議長	915,000円	副議長	783,000円	委員	650,000円	副委員長	623,000円	議員	601,000円	昭和61年3月以前	日額3,000円	平成4年7月から	日額5,000円	平成15年5月から	日額5,000円	昭和61年4月から	日額4,000円	平成12年1月から	日額3,000円	平成15年7月から	日額3,000円
昭和59年4月から	議長	693,700円	副議長	委員	476,900円	副委員長	455,200円	議員	433,600円																																																																																															
昭和61年6月から	議長	729,000円	副議長	619,000円	委員	510,000円	副委員長	492,000円	議員	474,000円																																																																																														
昭和63年10月から	議長	770,000円	副議長	657,000円	委員	540,000円	副委員長	518,000円	議員	500,000円																																																																																														
平成2年6月から	議長	800,000円	副議長	685,000円	委員	565,000円	副委員長	542,000円	議員	523,000円																																																																																														
平成4年4月から	議長	869,000円	副議長	744,000円	委員	617,000円	副委員長	592,000円	議員	571,000円																																																																																														
平成8年6月から	議長	915,000円	副議長	783,000円	委員	650,000円	副委員長	623,000円	議員	601,000円																																																																																														
平成12年1月から	議長	905,000円	副議長	775,000円	委員	643,000円	副委員長	616,000円	議員	595,000円																																																																																														
平成15年5月から	議長	915,000円	副議長	783,000円	委員	650,000円	副委員長	623,000円	議員	601,000円																																																																																														
昭和61年3月以前	日額3,000円	平成4年7月から	日額5,000円	平成15年5月から	日額5,000円																																																																																																			
昭和61年4月から	日額4,000円	平成12年1月から	日額3,000円	平成15年7月から	日額3,000円																																																																																																			
必要性	法律、条例による支給義務																																																																																																							
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)																																																																																																							

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額	382,852	383,500	372,412	356,100	358,097	350,688	330,077	
①決算額（18年度は見込み）	382,597	375,054	372,045	345,635	349,235	333,735	330,077	
②人件費						1,815		
【事務分担量】（%）						50		
合計（①+②）	382,597	375,054	372,045	345,635	349,235	335,550	330,077	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	382,597	375,054	372,045	345,635	349,235	335,550	330,077	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	議員報酬	34人	34人	33人	33人	32人	32人	32人
			(4～6月)		(4月)		(4月～6月)	
			33人		32人		30人	
			(7～3月)		(5月～3月)		(7月～)	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		01.00報酬 議員報酬（毎月） 期末手当（4.3月）	245,823 112,273	議員報酬（毎月） 期末手当（3.55月）	245,823 104,865	議員報酬（毎月） 期末手当（3.55）	231,426 98,651

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 （22年度）	
① ② ③						

問題点・課題	議員報酬支給事務において、現金支給が18名、口座振込が12名となっており、適正な金銭管理を図る上からも、全員30名の口座振込が好ましい。（平成17年8月現在）					
地区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区）					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	改選期等において、口座振込を推奨する。	適正な金銭管理を図ることができる。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	引き続き実施する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	共済費（議員）	部課名	議会事務局	課長名	新井基司
		担当者名	幸野	内線	3611
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	共済費（12-01-02）				
事務事業の種類	○新規事業（○19年度 ○18年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成	36年度	根拠法令等	地方公務員等共済組合法第151、166、167条	
終期設定	○有 ●無	年度			
実施基準	（法令基準内） 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	（非計画）
行政評価事業体系	分野	区政運営			
	政策	区民とともに築く開かれたまちづくり			
	施策	議会運営			
目的	共済費は、地方公共団体が、当該団体の議員の生活の安定と福祉の向上を図るため、相互救済の目的で支出するものである。議員の生活の安定と福祉の向上とは、議員が退職、公務傷病、死亡に関して、退職年金、公務傷病年金、遺族年金、退職一時金及び遺族一時金を加入している共済会から支給されることが挙げられる。				
対象者等	区議会議員33名（15年4月まで） 区議会議員32名（15年5月以降） 区議会議員30名（17年7月以降）				
内容	（1）共済会に納める種類（議員在職中） ・地方公務員等共済組合法による事務負担金（荒川区負担） 13,000円 ・地方公務員等共済組合法による公費負担金（荒川区負担） 600,000円×10.5/100（15年4月から） ・地方公務員等共済組合法による自己負担分（本人負担） 600,000円×13/100（15年4月から） ・地方公務員等共済組合法による自己負担分（本人負担、特別掛金） 期末手当支給額×2.5/100（15年4月から） ・地方公務員等共済組合法による自己負担分（本人負担、特別掛金） 期末手当支給額×5/100（17年4月から） （2）共済会から支給される種類（議員退職後） ・退職年金…在職期間が12年以上の者に支給する。 ・公務傷病年金…在職期間に係りなく議員が在職中に公務による傷病で重度障害の状態となって議員を退職したとき、又は議員を退職後3年以内に在職中に公務による傷病で重度障害の状態となったときに、支給する。 ・遺族年金…①在職期間が12年以上の議員が死亡したとき②退職年金受給者、公務傷病年金受給者が死亡したとき③議員が公務による傷病で死亡（重度障害の状態になった後も含む）したとき（在職期間が12年未満でも支給） ・退職一時金及び遺族一時金…在職期間が3年以上12年未満で退職又は死亡したときに、その者に退職一時金又はその者の遺族に遺族一時金を支給する。 ・15年4月から退職年金等は法律の改正により減額となっている。詳しい内容は問題点 ・課題欄を参照。				
経過	事務負担金（議員1人当り） 公費負担金 平成11年度 9,512円 昭和56年以降 標準報酬月額9.5/100 平成12年度 9,805円 15年4月から 標準報酬月額10.5/100 平成13年度 13,000円 標準報酬月額が、平成15年4月から9.5/100→10.5/100に引き上げられたことに伴い、一人当り公費負担金が、57,000円→63,000円に引き上げられた。 ～17年度				
必要性	法律による支給義務				
実施方法	（直営） 一部委託 全部委託 （直営の場合） 常勤 非常勤 臨時職員				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	22,556	23,698	23,014	24,697	24,608	24,608	23,070
	①決算額（18年度は見込み）	22,556	23,185	23,014	24,697	24,608	23,474	23,070
	②人件費						3,062	
	【事務分担当】（％）						50	
	合計（①＋②）	22,556	23,185	23,014	24,697	24,608	26,536	23,070
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	22,556	23,185	23,014	24,697	24,608	26,536	23,070	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	公費負担金	34人	34人	33人	33人	32人	32人	30人
			(4月～6月)		(4月)		(4月～6月)	
			33人		32人		30人	
			(7月～3月)		(5月～3月)		7月～3月)	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	04.99共済費	共済費	24,608	共済費	23,474	共済費	23,070

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①						
②						
③						

問題点・課題	地方議会議員年金の財政状況は極めて厳しく、平成12年12月から「地方議会議員年金制度検討会」において検討され、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律により、平成15年4月から給付水準の引き下げ、掛金・負担金等の引き上げ等の制度改正が行われたが、平成20年度には積立金が枯渇する見込みであり①掛金率の引上げ ②負担金率の引上げ また給付の見直しとして①退職年金及び退職一時金の引下げ ②在職加算率の引下げ ③高額所得者の一部支給停止 などが総務省で検討中である。現在 年金受給者数➕議員数（会員数）＝52,087➕24,379＝受給者2.1人を1人の議員が支えている状況である。			
	【主な改正内容】 1 掛金率 11% → 13% （66,000円→78,000円） 2 特別掛金率 0.5% → 5% （17,680円→176,800円 ※議員職で年間1人あたり） 平成16年度までは2.5%、平成17年度から5% 3 負担金率（公費負担） 9.5% → 10.5% （57,000円→63,000円） 4 退職年金 平成14年度末に既裁定者 現行の10割、平成14年度以前に議員歴がある方 現行の9割 平成15年度以降新たに議員になった方 現行の8割 （例）12年在職の場合 2,400,000円→2,160,000円（9割） 5 退職一時金（議員が3年以上12年未満で退職した時に支給される） 掛金総額の70%～90%→掛金総額の56%～72% ただし、平成14年度以前から引き続き議員の方 掛金総額の63%～81%			
他区の実況	（実施	22区	未実施	0区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	引き続き実施する。

議 會 質 問 狀 況 (要旨)	
--	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	本会議、委員会費		部課名 担当者名	議会事務局 幸野	課長名 内線	新井基司 3611	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(18年度)			本会議、委員会費(12-01-03)				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度)		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 43 年度		根拠 法令等	地方自治法、荒川区議会の定例会の回数を定める条例、荒川区 議会会議規則、荒川区委員会条例等			
終期設定	○ 有 ● 無 年度						
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画		
行政評価 事業体系	分野	区政運営					
	政策	区民とともに築く開かれたまちづくり					
	施策	議会運営					
目的	本会議とは、全議員で構成する議会の会議の一つをいう。自治法などで規定される議決・同意・承認・採択などは、本会議で決定されなければ、法的な効力を生じない。 また、委員会は、議会の内部組織であり、本会議審議の予備的審査・調査の機関として、自治法規定に基づく委員会条例などの規定により、設置されている。						
対象者等	区議会議員32人及び区長以下本会議・委員会出席理事者						
内容	本会議・委員会平成16年度開催実績 【本会議】 平成16年第1回臨時会(1日間)、第2回定例会(9日間のうち3日)、第3回定例会(28日間のうち3日、特に決算審議)、第4回定例会(9日間のうち3日)、平成16年第1回定例会(28日間のうち3日、特に予算審議)[計13日開催] 【委員会】 「常任委員会」 総務区民(18回)、文教(15回)、保健福祉(14回)、建設環境(17回)、[計64回] 「議会運営委員会」(17回) 「特別委員会」 震災対策(7回)、交通・拠点(8回)、子育て(6回)、公有財産活用調査(8回) 決算(9回)、予算(9回)[計47回] 平成12年度 議会運営理事会 25回(うち議会運営委員会や委員会、本会議とセットでないのは10回) 平成13年度 議会運営理事会 23回(うち議会運営委員会や委員会、本会議とセットでないのは9回) 平成14年度 議会運営理事会 34回(うち議会運営委員会や委員会、本会議とセットでないのは9回) 平成15年度 議会運営理事会 20回(うち議会運営委員会や委員会、本会議とセットでないのは3回) 平成16年度 議会運営理事会 26回(うち議会運営委員会や委員会、本会議とセットでないのは10回) 平成17年度 議会運営理事会 28回(うち議会運営委員会や委員会、本会議とセットでないのは11回)						
経過	荒川区議会議員の報酬等の特例に関する条例により、平成12年1月1日から平成15年4月30日まで、費用弁償が5千円から3千円に減額されていた。その後、平成15年5月、6月は5千円となり、7月からは条例の改正により3千円となった。また、幹事長会申し合わせにより、視察旅費において、特別車両料金を請求していない。(平成9年10月16日) 議会運営理事会の費用弁償は、平成9年10月16日の幹事長会で申し合わせ、以降支給していなかったが、平成14年7月から条例改正に伴い、理事会でも費用弁償を支給することとなった。(平成14年6月27日 第2回定例会議決)						
必要性	法律、条例で設置が義務化されている。						
実施方法	(直営) 一部委託 全部委託 (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	16,594	22,877	22,902	21,951	23,066	22,736	23,863
	①決算額（18年度は見込み）	12,764	16,663	17,086	16,469	14,918	16,465	23,863
	②人件費						43,268	
	【事務分担量】（％）						625	
	合計（①＋②）	12,764	16,663	17,086	16,469	14,918	59,733	23,863
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	12,764	16,663	17,086	16,469	14,918	59,733	23,863	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	費用弁償	34人	34人	33人	33人	32人	32人	32人
			（4月～6月）		（4月）		（4月～6月）	
			33人		32人		30人	
			（7月～3月）		（5月～3月）		（7月～3月）	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	08.99報償費	講師謝礼	13	講師謝礼	0	講師謝礼	207
	09.02特別旅費	常任・議運・特別委行政視察旅費	9,292	常任・議運・特別委行政視察旅費	10,463	常任・議運・特別委行政視察旅費	15,016
	11.02食料費	幹事長会賄	44	幹事長会賄	41	幹事長会賄	159
	11.04一般需要費	会議用茶購入	84	会議用茶購入	67	会議用茶購入	118
	13.99その他委託料	速記委託	5,485	速記委託	5,483	速記委託	8,216
	14.99使用料及び賃借料	視察バス借上げ	0	視察バス借上げ	0	視察バス借上げ	147

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①						
②						
③						

問題点・課題	平成14年6月までは、委員会の内部組織として理事会について、条例上の規定がなされていないため、理事会を開催しても費用弁償の支給対象とならず、また委員会の理事会に出席に際して、議員が万一、事故に遭っても公務災害とならなかった。このため、平成14年第2定例会において荒川区議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例・荒川区議会議員の報酬等の特例に関する条例の一部を改正し、従来の委員会に理事会を含ませ、平成14年7月から理事会についても費用弁償を支給することとなった。共産党からは理事会分の費用弁償を受け取れないとの申し出があった。なお現在、理事会のみの開催がないため、理事会に対する費用弁償は発生していない。平成15年5月から費用弁償が5,000円になったことに伴い共産党から受け取れない旨の申し入れがあり、事務局の対応として①時効による消滅、②区が供託、③議員が供託、の3通りが考えられるが、①は費用弁償は議員が適正に受領すべきもので請求事実の有無を根拠に支給しないことはなじまなく、また、費用弁償の一部を受け取り、一部を受け取らないという趣旨であれば③が妥当であるが、全額を受け取らない場合は②が妥当と考え、東京都法務局に供託している。平成16年度は、議運、公有財産活用調査特別委員会の行政視察が未実施である。					
実施状況	（ 実施 22 区 未実施 0 区 ）					

問題点・課題の改善策検討	
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容
①	
②	
③	

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	引き続き実施する。

議会（要旨）	状況
--------	----

事務事業分析シート

No1

事務事業名	議長交際費	部課名	議会事務局	課長名	新井基司																																			
		担当者名	幸野	内線	3611																																			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	交際費（12-01-04）																																							
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ○ それ以外の継続事業																																							
開始年度	● 昭和 ○ 平成 23 年度 根拠																																							
終期設定	○ 有 ● 無 年度 法令等																																							
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準 計画区分 計画 非計画																																							
行政評価事業体系	分野 区政運営																																							
	政策 区民とともに築く開かれたまちづくり																																							
	施策 議会運営																																							
目的	議長が、議会運営上、あるいは当該団体の利益のために当該団体を代表し外部とその交渉をするために要する経費。交際費は、議長がその必要のために費消するものと考えられることから、予算計上に当たっては、その範囲及び額については必要最小限度に止めることが望ましいとされている。交際費といえども、正当債権者の領収書を受けておくことが建前であり、香典等社会通念上表意の相手方から領収書を徴し難い場合を除き、支出額、相手方等の支出の経理を明らかにするため、「領収書」を徴取し、整理保管を行わなければならない。																																							
対象者等	議長																																							
内容	議長交際費支出基準 1 議長交際費の内訳は、会費、渉外費、慶弔費である。 2 交際費の支出基準については、平成14年6月に議長決定により作成。支出にあたっては、社会通念上、妥当と思われる範囲内で支出している。 (1) 会費…区関係団体が主催する総会、新年会、忘年会、懇親会等の会費で会費が明示されていればその額、不明の場合は、会場のグレード等により2万円を限度額として支出する。 (2) 渉外経費…区内外からの議長への表敬訪問者に対する接待に係る経費を支出する。支出限度額は実費相当額。 (3) 儀礼的経費…慶祝 お祝い等に要する経費 弔意 香典、供花料等に要する経費 見舞い 病氣、災害、事故等の見舞いに要する経費 支出限度額は2万円 (4) その他の経費…議会運営上特に議長が重要であると判断し、必要であると認める経費 支出限度額は社会通念上妥当と認められる金額 3 会場のグレードについて、一流ホテル…2万円、区内ホテル(ラングウッド)等…1万円、公共施設(サンパール)…5千円																																							
経過	平成8年度から平成11年度までの予算額は、対前年度比5%減額され、平成12年度の予算額は、対前年度比10%減額され、平成13年度の予算額は、対前年度比5%減額され、平成14年度の予算額は、対前年度比5%減額された。平成15年度の予算額は対前年度比20%減額。平成16年度の予算額は15年度と同額とした。平成8年度から平成10年度までの決算額は、減少していたが、平成11年度、平成12年度は、増加に転じた。平成12年度の決算額が、多い理由として、本区議会議長が、特別区議長会の会長という要職に就いていたこと等が挙げられる。 <table><tr><td></td><td>予算額</td><td>支出額</td><td>執行率</td><td></td></tr><tr><td>平成12年度実績</td><td>2,640,000円</td><td>1,106,775円</td><td>41.9%</td><td></td></tr><tr><td>平成13年度実績</td><td>2,508,000円</td><td>800,923円</td><td>31.9%</td><td>(支出額は前年から305,852円減)</td></tr><tr><td>平成14年度実績</td><td>2,383,000円</td><td>726,063円</td><td>30.5%</td><td>(支出額は前年から74,860円減)</td></tr><tr><td>平成15年度実績</td><td>1,907,000円</td><td>672,670円</td><td>35.3%</td><td>(支出額は前年から53,393円減)</td></tr><tr><td>平成16年度実績</td><td>1,907,000円</td><td>598,275円</td><td>31.4%</td><td>(支出額は前年から74,395円減)</td></tr><tr><td>平成17年度実績</td><td>1,907,000円</td><td>611,860円</td><td>32.1%</td><td>(支出額は前年から13,585円増)</td></tr></table>						予算額	支出額	執行率		平成12年度実績	2,640,000円	1,106,775円	41.9%		平成13年度実績	2,508,000円	800,923円	31.9%	(支出額は前年から305,852円減)	平成14年度実績	2,383,000円	726,063円	30.5%	(支出額は前年から74,860円減)	平成15年度実績	1,907,000円	672,670円	35.3%	(支出額は前年から53,393円減)	平成16年度実績	1,907,000円	598,275円	31.4%	(支出額は前年から74,395円減)	平成17年度実績	1,907,000円	611,860円	32.1%	(支出額は前年から13,585円増)
	予算額	支出額	執行率																																					
平成12年度実績	2,640,000円	1,106,775円	41.9%																																					
平成13年度実績	2,508,000円	800,923円	31.9%	(支出額は前年から305,852円減)																																				
平成14年度実績	2,383,000円	726,063円	30.5%	(支出額は前年から74,860円減)																																				
平成15年度実績	1,907,000円	672,670円	35.3%	(支出額は前年から53,393円減)																																				
平成16年度実績	1,907,000円	598,275円	31.4%	(支出額は前年から74,395円減)																																				
平成17年度実績	1,907,000円	611,860円	32.1%	(支出額は前年から13,585円増)																																				
必要性																																								
実施方法	(直営) 一部委託 全部委託 (直営の場合) 常勤 非常勤 臨時職員																																							
	荒川区会計事務規則第55条による継続払、及び同規則第80条第1項第17号により資金前渡処理する。																																							

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	2,640	2,508	2,383	1,907	1,907	1,907	1,907
	①決算額（18年度は見込み）	1,107	801	727	673	598	611	
	②人件費						1,724	
	【事務分担量】（%）						20	
	合計（①+②）	1,107	801	727	673	598	2,335	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
実績の推移	一般財源	1,107	801	727	673	598	2,335	0
	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	議長交際費	92件	84件	88件	672,670	598,000	611,860	1,907
				会費 63件	497,420	374,000	371,500	
				渉外費 5件	42,750	135,000	183,000	
				慶弔費 13件	132,500	89,000	57,360	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	10. 99交際費	議長交際費	598	議長交際費	611	議長交際費	1, 907

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①						
②						
③						

問題点・課題	議長の交際は、従来は支出先の氏名や金額の差異が明らかになると、相手方に不快、不信の感情を抱かせることとなり、交際の目的が達成できなくなるため、相手方の氏名や金額は「非公開」としてきたが、平成9年5月30日に収受した情報公開請求の文書から金額を「公開」とした。その後、議長交際費を支出した相手方のプライバシーに関する情報を除き公開とした。さらに平成14年12月12日に支出基準を一部改正し、原則として公開とした。ただし相手方が個人で、病気見舞い等プライバシーに特段の配慮が必要である場合は、プライバシーの侵害や相手方と議会との信頼関係を損なうおそれがあり、交際事務の目的が達成できない可能性もあるため、相手方の氏名等を非公開とすることができる。					
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	引き続き実施する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	区議会だより発行	部課名	議会事務局	局長名	新井基司
		担当者名	山田	内線	3611
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(18年度)	区議会だより発行(12-01-05)				
事務事業の種類	○新規事業 (○19年度 ○18年度) ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成 43 年度 根拠				
終期設定	○有 ●無 年度 法令等				
実施基準	法令基準内 都基準内 (区独自基準) 計画区分 計画 (非計画)				
行政評価事業体系	分野 区政推進 政策 区民とともに築く開かれたまちづくり 施策 議会運営				
目的	開かれた議会の一つとして、本会議をはじめ、議会活動の模様を広く、区民に周知することを目的として発行				
対象者等	区民及び関係機関				
内容	編集委員会(幹事長会)において、記事、掲載写真、活字等を決定している。 1 議会だより 【主な掲載記事】 ①定例会号(2・4定) 一般質問要旨、意見書、議案の審議結果、採択された請願・陳情、その他、平成14年度から正副議長新年のあいさつ、各会派新年のあいさつは4定例会号に掲載 ② 定例会号(1・3定) 一般質問要旨、意見書、議案の審議結果、採択された請願・陳情、予算・決算審査概要、各会派の討論 ③ 臨時会号 正副議長就任あいさつ、各会派構成、各委員会構成 ④ 新年号 平成14年度から4定号と合併(発行回数が6回→5回) 【配付先】 ① 新聞折込 70,000部(朝日・産経・東京・日経・読売・毎日) ② 駅スタンド 450部/JR南千住駅が工事中のため含まれていない。配置が可能になった場合は500部となる。 ③ 郵送 550部(新聞を購読していない世帯用) ④ 議員及び議員待遇者 50部 ⑤ 庁内及び区施設等 約2,410部 ⑥残部数 約140部 ⑥ 平成18年度より公衆浴場に配付(50部×2所×46ヶ所×5号=23,000部) 2 声の区議会だより 議会だよりをテープに録音して、希望する視覚障害者に郵送する…送付本数26本区役所等(議会事務局、心障センター、南千住図書館、アクロスあらかわ) 4本				
経過	平成11年度から、臨時会及び特集号の印刷をカラーから白黒とした。 平成12年一定号から、活字を拡大(従来の1.08倍・1.4級)した。 平成14年度からページ数と発行回数を変更した。 13年度 1定・3定 6ページ 4定 4ページ 2定 4ページ 臨時・新年 2ページ 14年度 1定・3定 8ページ 4定 6ページ 2定 4ページ 臨時 2ページ 15・16年度 1定・3定 8ページ 2定・4定 4ページ 臨時 2ページ				
必要性					
実施方法	(直営) (一部委託) 全部委託 (直営の場合) (常勤) 非常勤 臨時職員 平成17年度 印刷製本 泰昌印刷株式会社・競争 契約額 3,013,500 決算額 3,013,500 新聞折込委託 読売新聞宮ノ前センター・競争 1,678,005 1,678,005 声の区議会だより製作等委託 日本盲人会連合(社団法人)・指名 365,040 241,880 封入委託 シルバー人材センター(社団法人)・指名 26,648 12,740 広報スタンド配布委託 シルバー人材センター(社団法人)・指名 7,100 6,390				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	7,533	6,984	6,887	5,383	6,522	5,500	5,738
	①決算額（18年度は見込み）	6,264	6,561	6,025	4,970	4,518	4,952	
	②人件費						8,857	
	【事務分担量】（％）						110	
	合計（①＋②）	6,264	6,561	6,025	4,970	4,518	13,809	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	6,264	6,561	6,025	4,970	4,518	13,809	0	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	発行部数（定例会号）	73,700	73,700	73,700	73,600	73,600	73,600	78,300
	発行部数（臨時会号）	74,000	74,000	74,000	73,600	73,600	74,000	78,300
	声の区議会だより作成本数	30	30	30	30	30	30	30

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	11. 04一般	印刷製本	2,517	印刷製本	3,372	印刷製本	3,578
	13. 99委託	新聞折込委託	1,727	新聞折込委託	1,727	新聞折込委託	1,695
	13. 99委託	声の区議会だより等政	243	声の区議会だより等	365	声の区議会だより等	365
	13. 99委託	封入委託	26	封入委託	27	封入委託	27
	13. 99委託	広報スタンド配布委託	7	広報スタンド配布委	7	広報スタンド配布委	7
	13. 99委託					公衆浴場配布委託	33
	13. 99委託					議員顔写真撮影等委	33

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①						
②						
③						

問題点・課題	平成14年度にデジタルカメラ2台（1台は流用）購入し、2委員会の同時開催や本会議での2方向の撮影が可能になるなど、区議会だよりのさらなる充実を図っている。 平成15年第1回定例会より本会議の様子をインターネットにおいて発信している。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	本会議、委員会の様子や関連する写真をより多く掲載する。	文字だけでなく、関連する写真の掲載により、さらに見やすい紙面となり、多くの区民の関心につながる。
②	議会の仕組みや議会の仕事についての解説記事を掲載する。	区民が議会への理解を深める機会につながる。
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
A	多くの区民が読む機会がある「あらかわ区議会だより」をより親しみやすいものとする事で、区民の議会への関心・理解を深めることにつながるので、当該施策の優先度は高いと考える。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	その他運営費（議会）		部課名	議会事務局	課長名	新井基司	
			担当者名	幸野	内線	3611	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）		その他運営費（12-01-06）					
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 43 年度		根拠				
終期設定	○ 有 ● 無		法令等				
実施基準	法令基準内 都基準内		区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	区政運営					
	政策	区民とともに築く開かれたまちづくり					
	施策	議会運営					
目的	議員の議会運営を円滑に行うために要する経費を計上する。						
対象者等	議員 32人						
内容	議会を運営する事業において他の事業に属さない経費の支出をする。 1 臨時会において、正副議長が、就退任するため、挨拶状を外注で印刷、また、7月頃、議員名簿を外注で印刷し、それぞれ発送する。 2 議会内に設置してあるテレビ3台（議長応接室、副議長室、議員図書室）のNHK衛星カラー契約とCATV基本料金を支出する。 3 本会議場の椅子カバーの洗濯を委託しているので、その経費を支出する。16年度に応接椅子のカバーを作成。 4 議員健康診断を平成15年度から医療法人社団こころとからだの元気プラザ（前財団法人東京顕微鏡院）に委託している。（昭和59年開始）平成16年度実績は、消化器系（19人受診）、循環器系（20人受診）、呼吸器系（20人受診）、大腸（20人受診）の4種である。（予算は25名分計上）平成16年度の契約期間は、7月20日から9月30日まで。16年度にVDT検査を実施。17年度はVDTに変わり血液検査を実施している。 5 議長室、副議長室、議長応接室、議員図書室、議員控室（自民・公明・尚志）に観葉植物を借り上げてあるので、その経費を支出する。 6 平成16年度分担金等の実績（計 1,304,000円） 特別区各委員長会分担金 0円、特別区議会議長会分担金 0円（委員長会活動の見直しに伴う委員長会分担金残金の議長会予算への繰り入れなどによる）関東市議会議長会負担金67,000円、全国市議会議長会負担金757,000円、日暮里・舎人線建設促進協議会分担金200,000円（平成12年度28万円より減額）、特別区議会議長会分担金60,000円（11年度まで支出）、日暮里・舎人線建設促進協議会分担金200,000円（平成12年度28万円より減額）、特別区議会議長会分担金70,000、特別区議会議員表彰分担金は、平成12年度まで支出している。日暮里・舎人線建設促進協議会分担金50,000円（平成17年度から減額）						
経過	① 本会議場への国旗・区旗の掲揚について 1 平成14年第四回定例会（平成14年11月26日）から議長室の国旗・区旗を使い暫定的に実施 2 平成15年第一回定例会（平成15年2月19日）から議場用の国旗・区旗を購入し、議長席後方の壁面に掲揚することとなった。（平成15年2月17日幹事長会で一部消極的意見があったが決定し、同日議運に報告 費用は総務課負担） ② 特別区議長会分担金 平成13年度 2,790,000円、平成14年度 260,000円、平成15年度 0円 ③ 委員長会は平成15年度から定期的な活動を行わなくなったため、委員長会の事業に係る予算は0円（14年度までは1委員長会1区7万円（計5委員長会、1区35万円）を限度とし、議長会予算とは別経理） ④ 全国市議会議長会等加入にかかる経費 757,000(378,000+379,000) …均等割額+人口割額(10万人—20万人未満) ⑤ 関東市議会議長会負担金67,000円は負担金55,000(23区均一)+12,000円（総会事務負担金）						
必要性							
実施方法	（直営 一部委託 全部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	3,362	6,874	5,591	5,951	5,916	5,210	5,081
	①決算額（18年度は見込み）	2,587	5,725	3,344	4,657	3,624	4,152	5,081
	②人件費						6,069	
	【事務分担当】（％）						150	
	合計（①＋②）	2,587	5,725	3,344	4,657	3,624	10,221	5,081
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	2,587	5,725	3,344	4,657	3,624	10,221	5,081	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	議員	34人	34人	33人	33人	32人	32人	30人
			(4月～6月)		(4月)		(4月～6月)	
			33人		32人		30人	
			(7月～3月)		(5月～3月)		(7月～3月)	

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	11.02食		0	昼食会（大連市）	199	昼食会（友好都市）	200
	11.04一般需用費	議員一般文具、議員名簿	1,063	議員一般文具、議員名簿	1,484	議員一般文具、議員名簿	1,969
	12.99役	議会内テレビ受信料	321	議会内テレビ受信料	260	議会内テレビ受信料	420
	13.99委	議員健康診断	497	議員健康診断	478	議員健康診断	774
	14.99使	観葉植物借上料	439	観葉植物借上料	415	観葉植物借上料	439
	19.99負担金補助及び交付金	全国議長会、関東議長会、日暮里・舎人線建設促進協議会	1,304	全国議長会、関東議長会、日暮里・舎人線建設促進協議会	1,232	全国議長会、関東議長会、日暮里・舎人線建設促進協議会	1,279

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①						
②						
③						

問題点・課題	
他区の状況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
B	引き続き実施する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	図書館運営費（議会）		部課名	議会事務局	課長名	新井基司
			担当者名	山田	内線	3611
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（18年度）	図書館運営費（12-01-07）					
事務事業の種類	☐ 新規事業 （ ☐ 19年度 ☐ 18年度 ） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	☒ 昭和 ☐ 平成 59 年度		根拠	地方自治法第100条第14項、		
終期設定	☐ 有 ☒ 無 年度		法令等	荒川区議会図書室管理規定		
実施基準	☒ 法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	区政運営				
	政策	区民とともに築く開かれたまちづくり				
	施策	議会運営				
目的	区議会議員の調査研究及び区政運営の参考に資するため、図書室を附置し、官報、公報、各種図書、刊行物を保管管理する。					
対象者 等	荒川区議会図書室規定第4条に規定する下記の者 ・議員・議員の職にあった者・荒川区に勤務する職員・議長が特に必要と認めた者					
内容	図書室を附置し、官報、公報、各種図書、刊行物を保管管理する。 新聞購読→朝日、読売、産経、毎日、東京、経済、日刊、赤旗、公明、都政新報、世界日報、自治日報、自由民主 雑誌購読→地方議会人、地方財務、エコノミスト、職員研修、Dファイル、自治実務セミナー、ガバナンス、日経パソ コン ほか					
経過						
必要性						
実施 方法	（ ☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員 ）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	予算額	1,356	1,600	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520
	①決算額（18年度は見込み）	1,229	1,337	1,439	1,363	1,382	1,336	1,520
	②人件費						1,100	
	【事務分担量】（%）						20	
	合計（①+②）	1,229	1,337	1,439	1,363	1,382	2,436	1,520
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,229	1,337	1,439	1,363	1,382	2,436	1,520
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	新聞購読料	463	新聞購読料	409	新聞購読料	550
		月刊誌購読料	303	月刊誌購読料	339	月刊誌購読料	350
		議会図書室図書購入	80	議会図書室図書購入	119	議会図書室図書購入	200
		諸法規追録	535	諸法規追録	467	諸法規追録	420

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値 (22年度)	
①							
②							
③							

問題点・課題	図書室への出入りが自由なため、貸し出しの本、資料等の管理が難しい。					
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区）					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
C	引き続き実施する。

議会質問状況（要旨）	
------------	--

事務事業分析シート

No1

事務事業名	CATV放送（議会）	部課名	議会事務局	局長名	新井基司
		担当者名	宇賀	内線	3611
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（18年度）	CATV放送（12-01-08）				
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 19年度 ☐ 18年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成 12 年度		根拠		
終期設定	☐ 有 ☒ 無 年度		法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 <u>区独自基準</u>		計画区分	計画	<u>非計画</u>
行政評価事業体系	分野 区政推進 政策 区民とともに築く開かれたまちづくり 施策 議会運営				
目的	議会の情報公開やより開かれた議会を目指し確立するため、ケーブルテレビを活用し、議会活動の模様を広く、区民に提供する。				
対象者等	CATVに加入している世帯				
内容	予算に関する特別委員会及び決算に関する特別委員会における総括質疑を完全録画中継している ① 2時間番組を製作している。（ただし、テレビ放映が1時間単位のため、1時間を1区分と考え、総括質疑全体を2区分の番組に構成している。） ② 幹事長会で総括質疑者や持ち時間等を決定している。 【番組構成例（17年決特）】 第1区分 委員長あいさつ、議長あいさつ、区長あいさつなどオープニングとエンディングに5分自民3分5分15秒、尚志会1分5分40秒、元氣3分55秒 第2区分 委員長あいさつ、議長あいさつ、区長あいさつなどオープニングとエンディングに5分公明2分3分30秒、共産1分9分35秒、新星7分50秒、正論3分55秒 平成15年2月25日、第1回定例会における予算委員会の総括質疑から放送時に手話通訳者を番組に登場させ、視覚障害者に、より解りやすい番組作りをおこなった。				
経過	制作委託 東京ケーブルネットワーク（株） 平成11年9月14日、議長より具体化に向けた検討について、議会運営委員会に諮問 平成11年12月9日～10日、CATV議会放映について、鳥取県鳥取市を視察 平成12年2月8日、議会運営委員会検討し、実施すべきとの答申を議長に提出 平成12年7月13日～14日、CATV議会放映について、三重県伊勢市を視察 平成12年9月28日、第3回定例会における決算委員会の総括質疑の模様を録画中継試行（企画部広報課事業協力） 平成13年2月28日、第1回定例会における予算委員会の総括質疑の模様を録画中継（企画部広報課事業協力） 平成13年9月28日、第3回定例会における決算委員会の総括質疑の模様を録画中継 1,659,000円 平成14年2月28日、第1回定例会における予算委員会の総括質疑の模様を録画中継 1,659,000円 平成14年9月27日、第3回定例会における決算委員会の総括質疑の模様を録画中継 1,720,740円 平成15年2月25日、第1回定例会における予算委員会の総括質疑の模様を録画中継 2,222,640円 平成15年10月1日、第3回定例会における決算委員会の総括質疑の模様を録画中継 2,075,000円 平成16年2月27日、第1回定例会における予算委員会の総括質疑の模様を録画中継 2,075,640円 平成16年9月27日、第3回定例会における決算委員会の総括質疑の模様を録画中継 2,075,640円 平成17年2月24日、第1回定例会における決算委員会の総括質疑の模様を録画中継 2,075,640円				
必要性					
実施方法	（直営 一部委託 <u>全部委託</u> ） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・1,659,000円→1,720,740円 テープダビング料を込みの金額にしたため ・1,720,740円→2,222,640円 新しく手話通訳者を登場させたため ・2,222,640円→2,075,000円 東京都のディーゼル車規制のためこれまで使用していた中継車でなく、議場脇にスタジオを作成したため単価がさがった。				

予 算・ 決 算 額 等 の 推 移	(単位：千円)							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
予算額	0	3,600	3,944	4,152	4,446	4,446	4,446	
①決算額（18年度は見込み）	0	3,382	3,944	4,152	4,151	4,151	4,446	
②人件費						8,426		
【事務分担量】（%）						105		
合計（①+②）	0	3,382	3,944	4,152	4,151	12,577	4,446	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	3,382	3,944	4,152	4,151	12,577	4,446	
実績の推移	事項名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	CATV区議会中継収録製作委託（決算・予算）	0	3,382	3,944	4,152	4,151	4,151	4,446

事務事業分析シート

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成16年度（決算）		平成17年度（決算）		平成18年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	C A T V区議会中継収録制作委託（決算・予算）	4,151	C A T V区議会中継収録制作委託（決算・予算）	4,446	C A T V区議会中継収録制作委託（決算・予算）	4,446

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移				指標に関する説明
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	目標値（22年度）	
①						
②						
③						

問題点・課題	議会活動の自然な姿をいかに広報するか。 視聴率については計測が不明だが、広報効果をいかに向上させるか。 インターネット議会中継（録画）との役割分担の確立。					
実施状況	（実施 2 区 未実施 19 区）					

問題点・課題の改善策検討		
	平成19年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	放映時間枠を従来の1時間×2部構成から、2時間一括とする。	従来分割されていた放映時間を一括にすることで、実際の進行に即した形での放映が可能となり、よりわかりやすく情報を発信できる。
②		
③		

事務事業の優先度	優先度についての説明・意見等
A	広報課においてVTRの貸出を行っているが、利用実績がないことから、区民からあまり関心をもたれていないことが推察される。また、視聴率についても不明である。しかし、予算・決算という重要な案件を審議する場であり、議員の日頃の活動を伝える機会でもあるため、継続していくことは必要である。

議会（要旨）質問状況	
------------	--